

「平成 28 年度の開始にあたるご挨拶に代えて」

社会福祉法人 恵和
理事長 彦坂健一郎

桜の開花とともに新年度が始まりました。

二月の終わりに恵和青年寮東の家の新棟が完成し、60 人の利用者が 6 つのユニット型新居に入居し新しい生活が始まりました。引き続き工事は続いて行き、月の家と花の家(空の家)の改修が後 3 ヶ月で、新恵和館(通所・本部)が 9 月いっぱい完成する予定です。

恵和にとって、ハード面の整備は長年の課題でしたが、耐震化を含めた再整備事業の完了で一つのゴールが見えてきました。

さて、ソフト面はどうでしょうか。

恵和では、利用者に対してどのようなサービス(支援)を提供(行なう)するのか。恵和の役職員は、その為にどのような力を身に付けていこうとするのか。この為に、誰が何をするのか。

三月に開かれた理事会・評議員会で下記の通り平成 28 年度事業計画が承認されました。少し長いですがここにご紹介します。

平成 28 年度・社会福祉法人恵和 事業計画書

1 基本方針

共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、障害者総合支援法に基づく日常生活・社会生活の支援を、総合的かつ計画的に行うことを基本方針とする。

2 支援方針

- (1) 利用者一人一人が、生きがいとやりがいを感じとれる「暮らしの中の役割」・「様々な活動」・「作業や仕事」を持てるよう援助し、自己実現と社会参加に向け支援する。
- (2) 暮らしの中に、その人にとって「安心できる居場所」を提供し、大切に維持する。

3 業務方針

- (1) 「以前から行っている、日課になっている、マニュアルに載っている」と言

う思考パターン（経験と思い付きに依存した古い体質）を排し、「自ら、考え・組み立て・行動する職業人」を目指す。

(2) 課題に対し、「自らの見立て」を持てる力量を身につけるとともに、併せてチームアプローチの視点を大切にする。

(3) 各部署がチームを組み、それぞれの専門性を活かしつつ、「協働する力」で、困難な課題に前向きに取り組む。

(4) 清掃と整頓に努め、すがすがしい職場環境を作る。

4 今年度の主な内容

(1) 障害者総合支援法に基づくサービス提供。

- ・ 各サービス提供事業所において、障害者総合支援法に基づく支援サービスを誠実に提供する。

(2) 恵和青年寮・恵和館等の施設再整備

- ・ 恵和青年寮、恵和館等の、耐震化・高齢者対応化・個室化・ユニット化を目的とした、新築・改築・改修工事。
- ・ 仮住まい中の安全な環境づくり。

(3) 利用者の高齢化対策

- ・ 高齢化対策（方針）の、具体的な内容のとりまとめ。

(4) 職員研修実施体制の確立

- ・ 人材育成室による研修の実施体制を再構築し、職員の資質向上（支援の充実）を図る。

(5) 経営理念の再構築

- ・ 恵和の基本理念（憲章・運営理念）と定款（目的・経営の原則）の整理及び職員行動規範、業務手順書の作成。
- ・ 法人運営に関する危機管理体制の構築及び各事業遂行に於ける利用者安全管理体制の再構築、を含む。

(6) 改正社会福祉法に向けた取り組み

- ・ 定款変更（改正社会福祉法に基づく）
- ・ 評議員選定委員会の設置
- ・ 理事、監事、会計監査人選任に向けて
- ・ 役員報酬規程の改正（報酬支給基準の決定）

(7) メンタルヘルスへの取り組み

- ・ ストレスチェック制度の実施（規程の整備）

以上が法人全体の平成 28 年度の事業計画です。

ここで私が特に強調したいのは、支援方針の1と2です。
人が生きていくということは、「やりがい」「生きがい」「居場所」を確保していくことが大事という視点です。
甲斐を感じるということは、持てる力で役割を果たすということであり、居場所とは安らぎと安心のベースキャンプです。
出来ないこと、拙い事、劣るところを支援され、指導され、援助されるだけでは、人は、息苦しく、せつなく、元気が出ません。
出来ることと良い点に着目する職員の視点が大事なのです。
併せて職員集団にもこの視点が当てはまります。

人には、良い点が必ずあります。その反対も必ずあります。どちらかの視点だけに偏って支援(利用者へ)したり、指導(職員へ)したりすることは適切ではありません。より多く良い点に着目する人になれるか、反対側の事柄にどうしても目や気を奪われがちであるかが、この仕事への適不適の分水嶺と思っています。利用者も職員も、当然のことながら、人として同じ原理で動いていくもの。

新年度の開始に当たり理事長としての思いを述べ、ご挨拶といたします。
引き続きまして、ご指導とご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。